

工事名：新港ふ頭 10号岸壁背後舗装工事(R4-1)

質問内容	<p>1. 道路土工における土砂等運搬は運搬のみの計上となっておりますが、整地（残土受入地での処理）が必要と思われますが、受注後の変更対象となるのでしょうか？あるいは別途工事にて整地は行うのでしょうか教示願います。</p> <p>2. 本工事において使用する再生クラッシャーラン及び再生粒度調整碎石は、使用量が非常に多く、再生資源施設からの供給量が不足する事が懸念されますが、特記仕様書第 18 条 1 項に「ゆいくる材の在庫がない等により使用できない場合は、監督員と協議すること。」と明記されおり、不足が生じた場合は鉱山からの新材（クラッシャーラン及び粒度調整碎石）へ変更協議の対象と理解してよろしいでしょうか教示願います。</p> <p>3. 特記仕様書 18 条 3 項に記載された「ゆいくる材の品質管理」の各項目における試験費及び必要書類の交付費用においては共通仮設費の技術管理費にて積上げ計上が必要と思われますが、受注後の変更対象となるのでしょうか教示願います。</p> <p>4. 特記仕様書 19 条 1 項において、沖縄県赤土等流出防止条例に伴う事業行為許可条件において、沈砂池や土砂流出防止柵・小堤等の赤土流出防止施設の築造が必要となった場合は受注後の変更対象となるのでしょうか教示願います。</p> <p>※スペースが足りない場合は、適宜、用紙を追加してください。</p>
------	--



(回答)

- ① 道路土工における整地作業は、別途工事で施工しています。
- ② 路盤材の再生材から新材への変更は、受注後変更協議の対象とします。
- ③ ゆいくる材の品質管理にかかる費用は書面確認、確認試験ともに変更対象です。
- ④ 赤土等流失防止施設の築造が必要となった場合は、変更対象です。